

## 【会員名簿に関する規則】

教育文化交流推進委員会（以下本会とする）定款第62条第2項の規程により、この規則を設ける。

第1条 本会の会員名簿は、一般に公開しない。

2. 会員は、本会の会員名簿を事務所で閲覧することができるが、無断で複写または写筆することはできない。

3. 本会の地域会および連絡協議会が必要あるときは、本部事務管理部はそれぞれの名簿保管責任者に当該する区域の会員名簿を送付し地域会世話役会または連絡協議会の用に供する。

4. 前項において、地域会世話役代表および連絡協議会議長は、責任をもって名簿の保管に務めなくてはならない。

第2条 本会の理事会および事務管理部長は、地域会会員名簿または連絡協議会連絡員等名簿が、理事会の承認なく複製・配布されることにより会員および本会が迷惑を被ったとき、所定の手続きによる管理責任を果たしているならば生じた迷惑に関して免責である。

**関連⇒個人情報保護細則**